証券コード　7317
２０２１年6月１４日

株主各位

福井県大野市鍬掛第20号１番地２
株式会社松屋アールアンドディ
代表取締役社長ＣＥＯ　後藤　秀隆

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。
**　株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日にご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。**
**　株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するよう議決権行使書面を送付いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　**2021年６月29日（火曜日）午前10時（受付開始　午前９時）**
２．場　　所　**福井市中央１丁目２番１号　ハピリン　３階ハピリンホール**
３．目的事項

報告事項
１．第39期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第39期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款の一部変更の件
第２号議案　剰余金の配当の件
第３号議案　取締役４名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第５号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.matsuyard.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

①　全般的状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化により経済活動が停滞し、企業収益や個人消費が悪化するなど厳しい状況で推移しました。一時、政府や自治体主導による経済対策により個人や企業の経済活動に回復の兆しが見られましたが、12月以降、新型コロナウイルスの変異株が猛威を振るい、再び非常事態宣言が発出されるなど、景気の回復が見通せない先行き不透明な状況となっております。

このような状況の中、縫製自動機事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、ビデオ会議システムを利用したリモートによる対応を中心に営業及び生産活動を進めてまいりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、民間の設備投資需要が弱含みを見せている中、新規顧客からの問合せに対し積極的な営業活動や経費節減にも努めてまいりましたが、11月以降の感染再拡大を受け、現地への渡航に時間を要する状況となっています。こうした状況から、当社としては縫製自動機事業における営業リソースをアイソレーションガウン生産に集中させるなどして、経営資源の効率化を図りました。

また、縫製品事業における血圧計腕帯については、新型コロナウイルス感染症がグローバルで拡大する中、健康管理、疾病予防を背景として市場が顕著に拡大した結果、当初予想にも増して受注が好調に推移しました。カーシートカバーについては、新型コロナウイルス感染症の影響による納入先における工場での生産量減少により一時的に受注が減少しましたが、７月以降は前年度以上に受注が増加したほか、エアバッグについても新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込みが生じましたが、概ね前年並みの受注に回復してきております。

さらに、今後のウィズコロナ、アフターコロナを見据えて進めてきた感染症対策分野の新たな縫製品事業として、事業会社及び厚生労働省より受注したアイソレーションガウンを納入したことにより、売上高及び利益の確保につながりました。しかし、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、依然として先行きが不透明な状況となっております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高10,401,763千円（前年同期比20.5％増）、営業利益837,010千円（同105.3％増）、経常利益829,615千円（同117.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は567,288千円（同154.3％増）となりました。

② 事業部門別状況

A）縫製自動機事業部門

縫製自動機事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により設置を伴わない海外向け製品や数件の国内向け製品販売の他、部品の販売が中心となりました。また、新型コロナウイルスの感染再拡大を受け、現地への渡航には時間を要する状況が続いております。こうした状況から、縫製自動機事業においては営業リソースをアイソレーションガウン生産に集中させるなどして、経営資源の効率化を図りました。なお、Matsuya R&D (Vietnam)Co.,Ltd.のイノベーションセンターにおいては、次世代エアバッグ製造用システム製作を目的として部材購入や新たな技術者の採用による人件費が増加しました。

以上の結果、売上高は363,169千円（前年同期比58.2％減）となり、セグメント損失は60,599千円になりました。

B）縫製品事業部門

縫製品事業につきましては、健康管理及び疾病予防の意識が高まっていることを背景として血圧計腕帯の販売は売上高、利益とも業績予想を上回る結果となりました。カーシートカバー及びエアバッグについては、年度初めに新型コロナウイルス感染症の影響を一時的に受けたものの順調に回復傾向にあります。

以上の結果、売上高は10,038,594千円（前年同期比29.3％増）、セグメント利益は1,138,765千円（同54.5％増）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	構成比
縫製自動機事業	363,169千円	3.5%
縫製品事業	10,038,594千円	96.5%
合計	10,401,763千円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、総額66,587千円であり、その主なものは、当社における縫製ラインの設置、連結子会社であるMatsuya R＆D（Vietnam）Co.,Ltd.において増産や新事業における機械装置及びタカハター株式会社におけるアイソレーションガウン用の縫製設備であります。

(3) 資金調達の状況

2020年４月６日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場に当たり、2020年４月５日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行280,000株により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ117,208千円増加しております。また、2020年５月８日を払込期日とする第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当）による68,500株の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ28,674千円増加しております。

この結果、当連結会計年度末において資本金が270,882千円、資本剰余金が163,233千円となっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中、当業界におきましても依然として先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような環境の中、当社グループは、以下の経営理念のもと、長年培ってきた開発力・技術力を基盤として、優れた品質の製品を安定供給することにより、顧客満足度の向上を図るとともに、取引先・協力会社・地域社会・投資家の皆様方と従業員からの信頼と期待に応えられる企業を目指してまいります。

〔経営理念〕

Safety ＆ Medical Healthcareを通して科学技術の向上を図り人類に貢献する。

上記の経営理念をもとに当社としましては、人々の健康志向に対する関心や健康器具への需要は高まっており、縫製機器の自動化が日々進化していく中で、裁断から縫製までの工程を揃える最先端の技術と特許を生かした製品を提供し、顧客の生産力向上に貢献できることと考えております。

当社は事業環境の変化に柔軟に対応し、事業基盤を一層拡大していくため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 研究開発力の強化

当社グループ各事業の持続的発展のためには、技術競争力に裏打ちされた様々な研究開発が必須であります。当社グループが縫製品の自動化に携わること30年以上、様々な顧客（メーカー等）のニーズに対応するべく、3D縫製用の双腕ロボットによる縫製自動機、エアバッグ用２ヘッド自動縫製ステーション及びエアバッグ用新型リニア式レーザー裁断機等の高い水準の技術及び知識の蓄積を行ってきました。これまで培った技術競争力を活かすとともに、新たに設置したMATSUYA INNOVATION CENTER（MIC）が中心となって自動化、省力化のための縫製技術を備えた製品開発を推し進め、更には次世代技術（AI搭載の縫製自動機等）の研究開発も進めてまいります。

② 生産体制・生産能力の強化

当社グループの属する市場は日々変化しております。こうした市場環境の変化に柔軟に対応した製品を常に供給できるよう、開発パートナーの開拓と協力関係の強化や、積極的な採用活動と社内教育体制の強化などを行い、生産体制の構築・強化を進めてまいります。また、製造工程における新たな縫製自動機などの導入も順次検討し、更なる生産能力の強化を図ってまいります。

③ 品質の向上

当社グループが掲げている経営理念「Safety & Medical Healthcareを通して科学技術の向上を図り人類に貢献する。」のもと、当社グループによって生産された製品は最終ユーザーである個人の人命に係わる製品が多くあります。

現在ISO9001及びIATF16949を取得し、品質の管理・徹底を継続的に図っておりますが、今後は更なる製品品質の向上と顧客満足度の向上を保証する品質管理体制の強化を継続するとともに、当社グループ各部門の連携をより強化することで、当社グループ全体の品質レベルを向上してまいります。

④ 新しい販路及び取引先の拡大

当社グループは、これまで特定の取引先との取引の依存度が高い状態にありましたが、当該状況を解消すべく取引先の増加に取り組んでまいりました。その結果、一定の成果を得るに至りましたが、更なる基盤の構築に向けて新規案件・新規顧客を獲得していくことが課題と認識しております。そのため、当社グループでは、既存取引先との取引拡大に加え、人材採用・育成体制の整備等により営業体制の強化を進め、新しい販路の開拓等、様々な取引先増加に向けた施策を実行してまいります。

⑤ 営業力の強化

日々変化する市場環境に対応するために、適切な判断と迅速な行動を兼ね備えた営業力の強化が必要であると考えております。今後、海外市場で大きな需要が見込まれることから、優秀な人材の継続的な採用活動を行うとともに、社内教育・育成を進め、海外での営業力の強化にも努めてまいります。

⑥ 収益力の強化

収益力の強化のためには、各種コストの低減が重要課題の一つと認識しており、最適な調達体制・生産体制を構築する必要があります。そのために、生産技術力の向上による生産効率の良い生産体制を構築し、各種コストの低減に取り組んでまいります。

⑦　人材確保・育成

現在、当社グループの保有する生産技術を次の世代に確実に継承するだけでなく、今後の当社グループの事業の中核を担う人材の確保と育成が急務であると考えております。それに合わせて、従業員の実績を適切に評価できる人事評価体制を整備し、経営環境の変化に対応できる人材教育体制の構築に取り組んでまいります。

⑧　財務基盤の強化

当社グループは、事業の拡大に伴う設備投資資金を、主として金融機関からの借入により調達してきたことから、有利子負債が増加傾向にあります。このため、経営基盤の強化を図るべく、財務体質の改善が急務であると認識しておりますが、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めることで、より健全性の高い企業経営を目指してまいります。

⑨　内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。

このため、会社法、金融商品取引法及びその他法令を遵守するコンプライアンス体制を継続して強化していくとともに、内部牽制が機能する管理体制を構築することで、株主や取引先など、全てのステークホルダーの信頼に応える組織を目指してまいります。

また、これらの管理体制を継続的に維持するため、毎年全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第38期	第39期
	2020年３月期	2021年３月期 (当連結会計年度)
売上高（千円）	8,631,168	10,401,763
経常利益（千円）	380,826	829,615
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	223,041	567,288
１株当たり当期純利益（円）	99.13	219.16
総資産（千円）	5,054,022	6,400,965
純資産（千円）	2,002,527	2,798,971

（注）前連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第37期（2019年３月期）以前については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第36期	第37期	第38期	第39期
	2018年３月期	2019年３月期	2020年３月期	2021年３月期 (当事業年度)
売上高（千円）	1,475,591	2,239,178	2,324,725	3,767,088
経常利益（千円）	266,502	57,005	77,740	671,193
当期純利益（千円）	220,727	41,745	20,382	467,977
１株当たり当期純利益（円）	98.10	18.55	9.06	180.79
総資産（千円）	1,679,195	1,716,328	1,902,086	3,340,523
純資産（千円）	505,089	546,834	567,217	1,326,479

（注）2019年３月27日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率（%）	主要な事業内容
瑪茨雅商貿（上海）有限公司	14 万米ドル	100.0	縫製自動機の販売等
Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.	50 万米ドル	100.0	血圧計腕帯の製造・販売 カーシートカバーの製造･販売 エアバッグの製造・販売 その他製品の製造・販売
Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd.	217 万米ドル	100.0	血圧計腕帯の製造
タカハター株式会社	1 百万円	100.0	カーシートカバーの製造・販売

(7) 主要な事業内容

セグメントの名称	主要製品
縫製自動機事業	縫製自動機の開発・製造・販売等
縫製品事業	血圧計腕帯の製造・販売 カーシートカバーの製造・販売 エアバッグの製造・販売 その他製品の製造・販売

(8) 主要な営業所および工場

当社	本社	株式会社松屋アールアンドディ（福井県大野市）
	事務所	株式会社松屋アールアンドディ（福井県福井市）
子会社	日本	タカハター株式会社（宮城県栗原市）
	海外	瑪茨雅商易（上海）有限公司（中華人民共和国上海市）
		Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.（ベトナム社会主義共和国ドンナイ省）
		Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd.（ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,422名	52名増

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託社員及びパートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	2名増	46.2歳	11.0年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
越前信用金庫	351,280 千円
株式会社三井住友銀行	250,000 千円
株式会社七十七銀行	128,000 千円
株式会社北陸銀行	62,332 千円
株式会社みずほ銀行	50,000 千円

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,500,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	800,000千円

2．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　普通株式　9,000,000株
（2）発行済株式の総数　普通株式　2,598,411株　（自己株式89株を除く。）
（3）株主数　1,966名
（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
後藤秀隆	500,000株	19.24%
後藤倫啓	450,000株	17.32%
後藤匡啓	450,000株	17.32%
オムロンヘルスケア株式会社	250,000株	9.62%
ゴトウホールディング株式会社	100,000株	3.85%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	42,369株	1.63%
栗本英有	35,000株	1.35%
大和証券株式会社	28,500株	1.10%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	24,434株	0.94%
ＳＩＡｒｂｉｔｒａｇｅＳＴ投資事業有限責任組合	20,000株	0.77%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	20,000株	0.77%

（5）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2019年３月28日
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　40,000　株 (新株予約権1個につき　100 株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１個当たり170,000円 (１株当たり1,700円)
行使の条件		(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 (4) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の行使期間		2021年３月29日から 2029年３月28日
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　40,000株 保有者数　5名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
後藤秀隆	代表取締役 社長ＣＥＯ	瑪茨雅商貿（上海）有限公司　董事長 Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.　会長 Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd.　代表取締役 タカハター株式会社　代表取締役社長
中野雅史	代表取締役 副社長ＣＯＯ	
松川浩一	常務取締役ＣＦＯ 経営管理部長	タカハター株式会社　取締役
赤澤　勇	常務取締役 営業一部長	Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd.　取締役 タカハター株式会社　取締役
長谷川克人	取締役 営業二部長	瑪茨雅商貿（上海）有限公司　董事
杉本賢治	取締役 内部監査室長	瑪茨雅商貿（上海）有限公司　監事 Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd.　取締役
佐々木　豊	取締役	株式会社ビザライト　代表取締役 株式会社ビザライトワークス　代表取締役 株式会社ピースリー　社外取締役（監査等委員） 株式会社ブーリアン　社外取締役
田中正一	常勤監査役	
錦見光弘	監査役	錦見光弘公認会計士事務所　代表 株式会社セントウルコンセプト　代表取締役 イートアンド株式会社　社外取締役（監査等委員） Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.　監査役
漆間圭吾	監査役	九頭竜法律事務所

（注）1．取締役　佐々木豊氏は社外取締役、監査役　田中正一氏、錦見光弘氏及び漆間圭吾氏は、社外監査役であります。
2．当社は、取締役　佐々木豊氏、監査役　田中正一氏、錦見光弘氏及び漆間圭吾氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．社外監査役田中正一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4．社外監査役錦見光弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5．社外監査役漆間圭吾氏は、弁護士としての資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社の取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、法令違反であることを認識して行った行為の場合等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、代表取締役社長ＣＥＯ後藤秀隆が原案を提出し、社外取締役及び社外監査役による意見を踏まえた上で取締役会において決定されております。取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の年額報酬総額の限度額は、2015年11月27日開催の臨時株主総会において、取締役は年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役においては年額30百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は４名、監査役の員数は１名であります。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91,181千円 (5,250千円)	90,805千円 (5,250千円)	－千円 (－千円)	376千円 (－千円)	7名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	9,930千円 (9,930千円)	9,930千円 (9,930千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	3名 (3名)
合　　計	101,111千円 (15,180千円)	100,735千円 (15,180千円)	－千円 (－千円)	376千円 (－千円)	10名 (4名)

(注) 1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2．上記非金銭報酬等は、第37期（2019年３月期）定時株主総会にて決議され、業務執行の利便性の観点から、取締役に対して社宅の提供を行ったものであります。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

「4．会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

ⅰ　取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏　　名	地　　位	取締役会出席	主　な　活　動　状　況
佐々木　豊	社外取締役	取締役会　20回中19回	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、グローバル経営の視点から経営全般にわたり意見を述べるなど、種々発言を行っております。
田中　正一	社外監査役	取締役会　20回中20回 監査役会　14回中14回	出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、有益な発言を適宜行っております。
錦見　光弘	社外監査役	取締役会　20回中20回 監査役会　14回中14回	公認会計士として培ってきた豊富な経験、見地から、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。
漆間　圭吾	社外監査役	取締役会　20回中20回 監査役会　14回中14回	弁護士としての専門的知識に基づき、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。

ⅱ　社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役である佐々木豊氏は、複数の企業の代表取締役や社外取締役を務めており、これまでの実績を踏まえた経営的視点から助言、発言等を行っております。同氏は取締役会において契約締結議案での留意点に関する発言や予算基本方針議案において投資家目線での予算作成の重要性を説明するなど、経験豊富な経営者としての見地から企業価値向上に貢献しております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
28,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
31,867千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に関して、会社法第399条第１項の規定に基づき監査役会にて審議いたしました。その結果、監査内容に対して、提案された報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額であること等を確認し、総合的に判断のうえ同意いたしました。

（3）非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務や企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導を委託し、その対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

① 会計監査人が会社法第340条第１項の各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

② 会計監査人が会社法第337条第３項に定める欠格事由に該当するなど、当社の会計監査人としての資格が欠如する場合や、業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合には、監査役会は監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6． 会社の体制および方針

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長に対してその報告を行っております。さらに、内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。

③ 損失の危険に関する規程その他の体制

当社グループでは経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらし、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、各事業部及び子会社から洗い出されたリスクについて、適宜報告を受ける体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。なお、当社グループ全体の事業年度計画を策定するとともに、組織、職務、権限等の規則を整備し、効率的な業務執行が行われるように努めております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

関係会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。また、関係会社の業務の適正を判断するため、「関係会社管理規程」を定めており、全般的な管理方針及び諸手続、指導、育成、協力を促進して、企業グループとしてその健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持します。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことができます。なお、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査役会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。

⑦　当社グループの役員及び使用人が監査役会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行い、法令、定款及び社内規程、その他重要な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、当社ホットライン等内部通報制度を通じて、監査役に報告します。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

⑧　その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施いたします。また、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催いたします。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、「反社会的勢力対応に関する基本方針」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。また、反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役社長以下組織全体として対応するとともに、所轄警察・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行って参ります。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、「出資者・資金提供者の理解と支持」の行動規範の下、子会社を含めグループ一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係わる内部統制の体制整備と強化を図っております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については下記のとおりとなります。

ⅰ　取締役会の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月１回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役１名を選任し、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を20回開催しております。

ⅱ　監査役会の監査

監査役会を構成する３名の監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査などを実施し、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

ⅲ　コンプライアンス体制の強化・推進

当社は、コンプライアンス規程に基づき、国内外法令及び社内規程を遵守し、社内規範を尊重した節度と良識ある行動を徹底させることを目的に、コンプライアンス委員会を原則として四半期に１回開催し、コンプライアンスに係る重要事項を審議しております。また、内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。

ⅳ　内部監査室の監査

内部監査室は、当社各部署及び当社グループ各社が、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を実施しております。内部監査室はこれらの監査結果について、取締役会において報告を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、株主総会を決定機関として年１回の期末配当を基本方針としております。また、取締役会決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

① 当期の期末配当金につきましては、業績が順調に伸長していることから、１株につき10円の特別配当を実施することにいたしました。この結果、当期の年間配当金は、特別配当金10円と期末配当金10円を合わせた１株当たり20円となります。

② 内部留保につきましては、当社は、引き続き成長期にあるとの認識から、内部留保を充実させ、成長分野への投資等に有効活用し、企業価値を高めることを最優先とすることを基本方針としております。

③ 自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

（注）１．本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
２．売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,498,259**	**流動負債**	**3,111,893**
現金及び預金	1,322,697	支払手形及び買掛金	1,520,795
受取手形及び売掛金	1,987,560	短期借入金	700,000
商品及び製品	456,097	1年内返済予定の長期借入金	56,008
仕掛品	706,689	リース債務	186,465
原材料及び貯蔵品	889,562	未払法人税等	249,030
その他	135,651	賞与引当金	28,762
固定資産	**902,706**	受注損失引当金	30,480
有形固定資産	**778,583**	その他	340,351
建物及び構築物	191,380	**固定負債**	**490,101**
機械装置及び運搬具	68,059	長期借入金	85,604
土地	100,847	退職給付に係る負債	113,195
リース資産	32,379	リース債務	232,244
使用権資産	345,409	繰延税金負債	16,706
建設仮勘定	2,853	その他	42,350
その他	37,654	**負債合計**	**3,601,994**
無形固定資産	**6,046**	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**118,076**	**株主資本**	**2,987,848**
繰延税金資産	46,897	**資本金**	**270,882**
その他	71,179	**資本剰余金**	**163,233**
		利益剰余金	**2,554,212**
		自己株式	**△479**
		その他の包括利益累計額	**△188,877**
		為替換算調整勘定	**△188,877**
		純資産合計	**2,798,971**
資産合計	**6,400,965**	**負債・純資産合計**	**6,400,965**

連結損益計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		10,401,763
売上原価		8,757,107
売上総利益		**1,644,655**
販売費及び一般管理費		807,644
営業利益		**837,010**
営業外収益		
受取利息	1,531	
受取配当金	0	
補助金収入	7,807	
為替差益	34,900	
その他	1,281	45,521
営業外費用		
支払利息	47,786	
その他	5,130	52,916
経常利益		**829,615**
特別利益		
国庫補助金	11,295	11,295
特別損失		
固定資産圧縮損	11,001	11,001
税金等調整前当期純利益		**829,909**
法人税、住民税及び事業税	312,700	
法人税等調整額	△50,079	262,620
当期純利益		**567,288**
親会社株主に帰属する当期純利益		**567,288**

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2020年４月１日残高	125,000	17,351	1,986,923	－
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	145,882	145,882		
自己株式の取得				△479
親会社株主に帰属する当期純利益			567,288	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	145,882	145,882	567,288	△479
2021年３月31日残高	270,882	163,233	2,554,212	△479

	株主資本	その他の包括利益累計額		純資産合計
	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2020年４月１日残高	2,129,275	△126,747	△126,747	2,002,527
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	291,764			291,764
自己株式の取得	△479			△479
親会社株主に帰属する当期純利益	567,288			567,288
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）		△62,129	△62,129	△62,129
連結会計年度中の変動額合計	858,573	△62,129	△62,129	796,444
2021年３月31日残高	2,987,848	△188,877	△188,877	2,798,971

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　4社

連結子会社の名称

Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.

瑪茨雅商貿（上海）有限公司

Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd.

タカハター株式会社

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名	決算日
Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.	12月31日＊1
瑪茨雅商貿（上海）有限公司	12月31日＊2
Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd.	9月30日＊1
タカハター株式会社	3月31日

＊1：連結決算日現在で仮決算を実施しております。

＊2：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整が行われております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

ⅰ　商品・原材料・貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、商品及び原材料の一部については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ⅱ　製品・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、製品及び仕掛品の一部については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ⅰ 有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社における1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　２～50年

機械装置及び運搬具　　２～12年

ⅱ 無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ⅲ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ⅳ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しておりますが、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借り手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

③ 重要な引当金の計上基準

ⅰ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ⅱ 受注損失引当金

受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ⅰ　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ⅱ　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

「補助金収入」の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「営業外収益」の「その他」（前連結会計年度4,254千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「補助金収入」（当連結会計年度7,807千円）として表示しております。

「上場関連費用」の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「上場関連費用」（前連結会計年度6,850千円）と表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」（当連結会計年度5,130千円）に含めて表示しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、資産、負債、収益及び費用の報告額は経営者による会計上の見積りにより影響されます。見積りの算定の基礎となる仮定は、過去の経験及び入手可能な情報を収集し、報告期間の末日現在において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者による最善の判断に基づいております。

連結計算書類に重要な影響を与える会計方針を適用する過程で経営者が行った判断に関する情報は、次のとおりであります。

受注損失引当金

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金	30,480千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、縫製自動機事業においては、裁断・縫製工程を自動化し、省人化・省熟化を目的として縫製自動機の開発・製造・販売を行っており、顧客との間で多数の受注契約を締結しています。その中には、1件当たりの総原価の見込み額が多額になり、かつ個別性の強い自動縫製技術等に関連し新たな設計、製造方法及び特殊な調整を必要とすることから、総原価の見積りにおいては、高い不確実性を伴う案件が含まれております。

そこで、当社においては、受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を受注損失引当金として計上しております。

損失見積額については、案件別に今後発生する追加原価を見積り、連結会計年度末までに集計された製造原価との合計を受注金額から差し引いて算定しております。

当連結会計年度においては、連結損益計算書において、前連結会計年度の受注損失引当金残高との差額である22,238千円を売上原価に計上しております。

追加原価の見積りについては、主として以下の仮定をおいております。

ⅰ 追加原価の見積りに際しては、受注案件別に連結会計年度末日の翌日から設備の検収完了までに発生する作業時間を見積もった上で、当該作業時間に時間当たり労務費を乗じて計算しております。また、材料費・外注費等については、個々の案件別に設備の検収完了までに発生すると見込まれる費用を見積もっております。

ⅱ 追加原価の見積りについては、連結会計年度末の状況に基づいて計算しておりますが、仕様変更や設置場所の変更等が見込まれる場合には必要な調整を加えております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、当初は想定していないほど開発、製造に時間を要し、作業時間が大幅に増加した場合や製造過程で発見されたエラーを修正するために仕様変更が必要になった場合など、製造原価が当社の想定する範囲を超える変化が生じることにより、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、受注損失引当金の金額が増加する可能性があります。

4．追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、当連結会計年度以降も一定期間にわたり感染拡大の影響が継続するものの、当社の事業活動に与える影響は限定的であると仮定して、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、いまだ不確実な要素もあるため、状況に変化が生じた場合には、当社の財政状態、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	38,545千円

② 担保に係る債務

短期借入金	300,000千円
１年内返済予定の長期借入金	53,008千円
長期借入金	60,604千円
計	413,612千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

873,635千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,598,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年６月29日定時株主総会	普通株式	51,968	利益剰余金	20.00	2021年３月31日	2021年６月30日

(注) １株当たり配当額には特別配当10.00円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 100,000株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、また、資金調達については銀行借入金による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

なお、当社は、デリバティブ取引は原則として行っておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 信用リスクの管理

営業債権については、顧客に対して与信限度額を定めるとともに、回収方法として前受金の取得を取り入れることなどでリスク対策を実施しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

ⅱ 市場リスクの管理

外貨建ての営業債権債務については、為替リスク軽減のための為替予約を検討しているものの未だ実施には至っておりませんが、為替相場の継続的なモニタリングは実施しております。

ⅲ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部財務課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

ⅳ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,322,697	1,322,697	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,987,560	1,987,560	－
資産計	3,310,258	3,310,258	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,520,795	1,520,795	－
(2) 短期借入金	700,000	700,000	－
(3) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	141,612	141,822	210
(4) リース債務 (1年内返済予定含む)	418,709	419,040	330
負債計	2,781,117	2,781,658	541

(注) 1．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務（1年内返済予定含む）

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

該当事項はありません。

8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,077円19銭
1株当たり当期純利益	219円16銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,819,244**	**流動負債**	**1,877,181**
現金及び預金	979,216	支払手形	118,697
売掛金	1,084,433	買掛金	612,176
商品及び製品	26,566	短期借入金	600,000
仕掛品	602,360	1年内返済予定の長期借入金	53,008
原材料及び貯蔵品	53,286	未払金	21,183
前払費用	9,514	未払費用	18,245
短期貸付金	30,000	未払法人税等	204,633
未収入金	32,288	前受金	196,265
その他	1,576	預り金	3,596
固定資産	**521,279**	賞与引当金	13,186
有形固定資産	**58,386**	受注損失引当金	35,925
建物	45,123	その他	262
構築物	1,688	**固定負債**	**136,863**
機械装置	5,133	長期借入金	60,604
車両運搬具	933	繰延税金負債	3,236
工具器具備品	3,187	退職給付引当金	72,116
建設仮勘定	2,319	その他	906
無形固定資産	**3,895**	**負債合計**	**2,014,044**
ソフトウェア	3,449	**(純資産の部)**	
その他	446	**株主資本**	**1,326,479**
投資その他の資産	**458,997**	**資本金**	**270,882**
関係会社出資金	318,348	**資本剰余金**	**170,882**
関係会社株式	118,836	資本準備金	170,882
その他	21,812	**利益剰余金**	**885,194**
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	878,944
		繰越利益剰余金	878,944
		自己株式	**△479**
		純資産合計	**1,326,479**
資産合計	**3,340,523**	**負債・純資産合計**	**3,340,523**

損　益　計　算　書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,767,088
売上原価		2,883,048
売上総利益		**884,039**
販売費及び一般管理費		445,282
営業利益		**438,756**
営業外収益		
受取利息	2,325	
受取配当金	206,160	
為替差益	27,161	
その他	6,200	241,848
営業外費用		
支払利息	4,424	
売掛債権譲渡損	1,172	
上場関連費用	3,814	
その他	0	9,412
経常利益		**671,193**
特別利益		
国庫補助金	11,295	11,295
特別損失		
固定資産圧縮損	11,001	11,001
税引前当期純利益		**671,486**
法人税、住民税及び事業税	200,273	
法人税等調整額	3,236	203,509
当期純利益		**467,977**

株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2020年４月１日残高	125,000	25,000	25,000	6,250	410,967	417,217
事業年度中の変動額						
新株の発行	145,882	145,882	145,882	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	467,977	467,977
自己株式の取得						
事業年度中の変動額合計	145,882	145,882	145,882	－	467,977	467,977
2021年３月31日残高	270,882	170,882	170,882	6,250	878,944	885,194

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2020年４月１日残高	－	567,217	567,217
事業年度中の変動額			
新株の発行	－	291,764	291,764
当期純利益	－	467,977	467,977
自己株式の取得	△479	△479	△479
事業年度中の変動額合計	△479	759,261	759,261
2021年３月31日残高	△479	1,326,479	1,326,479

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式 …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・原材料・貯蔵品及び一部の製品 …… 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品 …… 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	10～50年
機械及び装置	2 ～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 受注損失引当金 …… 受注契約に係る案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法　……　税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

受　注　損　失　引　当　金　　35,925千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

なお、当事業年度においては、損益計算書において、前事業年度の受注損失引当金残高との差額である27,683千円を売上原価に計上しております。

4．追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社は、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、当事業年度以降も一定期間にわたり感染拡大の影響が継続するものの、当社の事業活動に与える影響は限定的であると仮定して、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響はいまだ不確実な要素もあるため、状況に変化が生じた場合には、当社の財政状態、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	38,545千円

② 担保に係る債務

短期借入金	300,000千円
1年内返済予定長期借入金	53,008千円
長期借入金	60,604千円
計	413,612千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　201,493千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	211,809千円
短期金銭債務	97,767千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,483,425千円
仕入高	444,275千円
営業取引以外の取引による取引高	207,620千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	-	89	-	89

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,885 千円
賞与引当金	4,016 千円
受注損失引当金	10,942 千円
見本品費	3,684 千円
退職給付引当金	21,966 千円
棚卸資産の評価減	21,702 千円
その他	2,250 千円
繰延税金資産小計	72,448 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△72,448 千円
繰延税金資産合計	－ 千円
繰延税金負債	
圧縮記帳	3,236 千円
繰延税金負債合計	3,236 千円

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（※1）	科　目	期末残高（※1）
子会社	Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.	所有 直接 100.00%	当社材料の製造販売 当社製品の仕入 役員の兼任 金銭の貸付	材料の販売（※2）	1,440,884	売掛金 未収入金	178,789 2,568
				資金の回収（※3）	108,830	－	－
				配当金の受取（※4）	206,160	－	－
	タカハター株式会社	所有 直接 100.00%	当社製品の製造販売 製造受託販売 役員の兼任 金銭の貸付	製品の仕入（※2）	218,815	買掛金	60,439

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2．取引条件及びその決定方針については、市場価格等を勘案し双方協議の上、決定しております。

3．資金の貸付については、利率は市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して合理的に決定しております。

4．配当金の受取については、子会社の株主総会等の機関決定された金額によっております。

10．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	510円50銭
１株当たり当期純利益	180円79銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社松屋アールアンドディ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
　　北　陸　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　博　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　枝　和　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松屋アールアンドディの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋アールアンドディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

株式会社松屋アールアンドディ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
北　陸　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　博　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　枝　和　之　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松屋アールアンドディの2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社松屋アールアンドディ　監査役会

常勤監査役（社外）　田　中　正　一　㊞

監　査　役（社外）　錦　見　光　弘　㊞

監　査　役（社外）　漆　間　圭　吾　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

当社事業内容の拡大及び多様化に対応するため、当社定款第２条に事業目的を追加するものとなります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　　（条文省略） １．～７．　（条文省略） （新　　設） ８．　　（条文省略）	（目的） 第２条　　（現行どおり） １．～７．　（現行どおり） ８．　　自動化設備の開発、製造、販売 ９．　　（現行どおり）

第２号議案　剰余金の配当の件

当社は財務体質の強化に加えて事業拡大のため、内部留保の充実等を図ったうえで、事業に応じて適正に利益還元することを経営の重要課題の一つとして位置付けております。当期の期末配当につきましては、業績が非常に好調に推移したことから普通配当10円に特別配当10円を加え、一株当たり20円にしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円

総額51,968,220円

（３）剰余金の配当の効力発生日

2021年６月30日

第３号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役７名全員が任期満了となります。つきましては、経営環境の変化に機動的に意思決定を行うため、また執行役員制度の導入により業務執行機能を執行役員が担うことになるため、３名減員した取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
1	後藤　秀隆（ごとう　ひでたか） （1950年１月22日生）	1982年８月 2007年８月 2008年５月 2014年12月 2017年７月 2019年１月 2020年８月	松屋縫製機器販売株式会社（現当社）設立 代表取締役社長 瑪茨雅商貿（上海）有限公司董事長（現任） Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.会長（現任） Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd. 代表取締役(現任) タカハター株式会社代表取締役社長（2018年３月退任） タカハター株式会社代表取締役社長（現任） 当社　代表取締役社長ＣＥＯ（現任）	400,000株
	＜取締役候補者とした理由＞ 後藤秀隆氏は、当社の創業者であり、当社グループの事業に精通しております。同氏は当社創業以来、代表取締役社長として経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしており、その経験と見識により、今後も企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役とすることが適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			
2	中野　雅史（なかの　まさし） （1952年２月10日生）	1974年４月 2013年５月 2015年６月 2017年６月 2019年６月 2020年６月 2020年８月	立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 当社入社、欧米事業担当部長 当社監査役 当社取締役 当社取締役副社長 当社代表取締役副社長 当社代表取締役副社長ＣＯＯ（現任）	1,000株
	＜取締役候補者とした理由＞ 中野雅史氏は、主に営業面において海外の大手企業への販売に貢献したほか、代表取締役副社長として、代表取締役社長とともに経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行を支援するなど重要な役割を果たしており、その経験と見識により、今後も企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役とすることが適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
3	松川 浩一（まつかわ こういち） （1982年12月14日生）	2006年12月 2011年10月 2018年１月 2018年７月 2018年11月 2018年12月 2020年８月	新日本監査法人（現　EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 当社入社 当社経理部長 当社経理部長兼財務課長 当社取締役経理部長兼財務課長 当社常務取締役ＣＦＯ兼経営管理部長（現任） タカハター株式会社取締役（現任）	
	＜取締役候補者とした理由＞ 松川浩一氏は、公認会計士として企業会計における豊富な経験と専門的知識を有しており、2020年４月の東京証券取引所マザーズ上場においても中心的役割を果たした実績を有しております。財務会計部門及び管理部門において、その経験と知識は今後も当社にとって不可欠であることから、引き続き取締役とすることが適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
4	佐々木 豊（ささき ゆたか） （1956年９月29日生）	1980年４月 2003年４月 2009年４月 2014年５月 2016年２月 2016年４月 2018年12月 2020年５月	中外貿易株式会社（現CBC株式会社）入社 同社取締役 同社常務取締役 株式会社ビザライト設立　代表取締役(現任) 株式会社ピースリー社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社ビザライトワークス設立　代表取締役(現任) 当社社外取締役（現任） 株式会社ブーリアン社外取締役（現任）	
	＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞ 佐々木豊氏は、複数の企業の代表取締役や社外取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験や知見を有していることから社外取締役候補者としております。同氏にはこれまでの実績を踏まえ、経営戦略への関与や幅広い経営的視点からの助言を期待しております。 なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年６カ月となります。			

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．佐々木豊氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、取締役候補者佐々木豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４．当社は、保険会社との間で当社取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者になります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。
なお、当該契約の内容の概況は、事業報告13ページに記載のとおりです。
５．取締役候補者が所有する当社の株式数は2021年５月31日現在のものであります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年11月27日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内（うち社外取締役５百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役１名）でありますが、第３号議案「取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は４名（うち社外取締役１名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2,500株以内（うち社外取締役400株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針をご参照ください。その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第５号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに三優監査法人に選任することにつき、ご承認をお願いするものとなります。

１．三優監査法人を会計監査人の候補とした理由

監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補とした理由は、当社グループの事業規模に鑑み、会計監査人に必要とされる独立性、専門性、効率性、品質管理体制及び監査費用等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

２．会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりとなります。

名称	三優監査法人	
主たる事務所所在地	東京都新宿区西新宿１丁目24番１号　エステック情報ビル15階	
沿革	1986年10月　設立	
概要	構成人員 パートナー 公認会計士 公認会計士試験合格者等 監査補助職員 コンサルタント その他の事務職員 独立第三者委員 合計	(2021年１月４日) 35名 115名 34名 31名 3名 27名 3名 248名

以　上

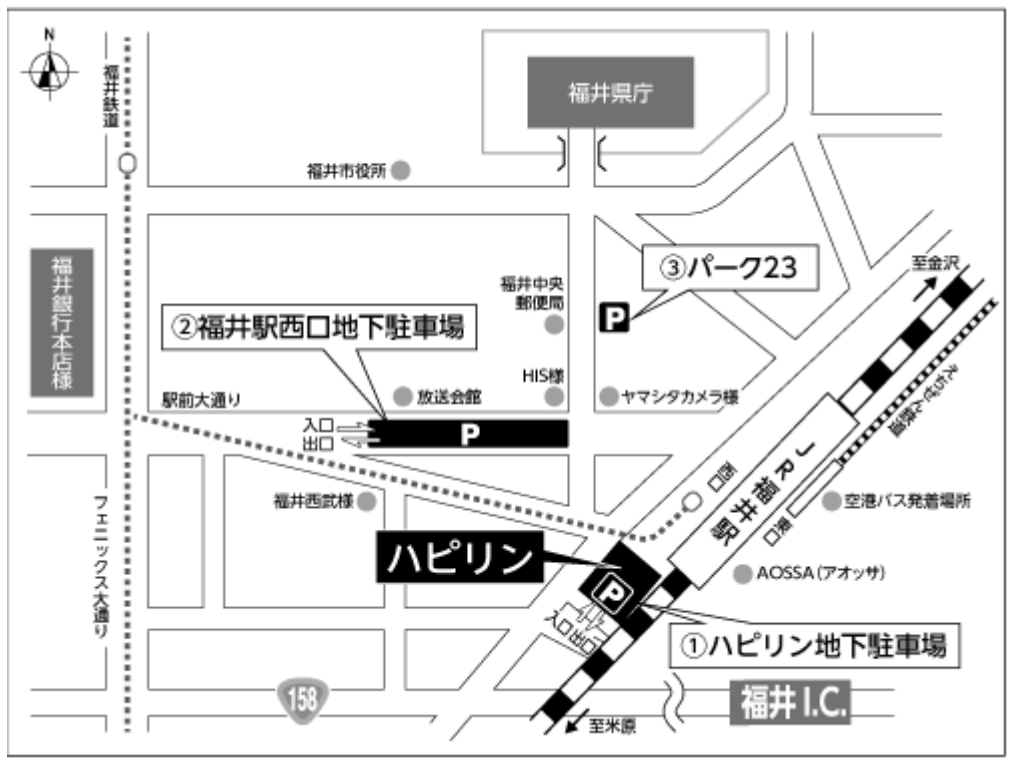
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

ハピリン　3階ハピリンホール

福井市中央1丁目2番1号　電話（0776）20－2901



【交通のご案内】
JR福井駅（西口）より徒歩で 約1分

【最寄駐車場のご案内】
① ハピリン地下駐車場B1F：入口はハピリン南側です。
② 福井県西口地下駐車場：入口は放送会館前です。
③ パーク23：入口は福井中央郵便局前です。